

新潟市旧笹山小学校売却に係る
公募型プロポーザル
募集要項

令和7年3月

新潟市

北区地域総務課

目次

第1	はじめに.....	1
1.	背景.....	1
2.	本事業の目的.....	1
3.	本募集要項の位置づけ.....	1
4.	関係法令等の遵守.....	1
第2	本事業用地の概要.....	2
1.	売却する土地の概要.....	2
2.	その他.....	3
第3	売却条件等.....	4
1.	売却価格.....	4
2.	建物・土地利用計画における活用条件.....	4
3.	建物・土地利用計画における順守項目.....	5
第4	契約に関する事項.....	6
1.	本事業の契約の枠組み.....	6
(1)	新潟市との協議等.....	6
(2)	売買契約書.....	6
2.	譲渡に係る留意事項.....	6
3.	事業スケジュール.....	7
第5	民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	7
1.	応募者の構成.....	7
2.	応募者の資格基準.....	8
3.	事業者選定方法.....	8
(1)	提案内容審査体制.....	8
(2)	評価項目.....	9
4.	事業者選定スケジュール.....	10
5.	応募手続き.....	10
(1)	説明会の実施.....	10
(2)	募集要項等に関する質問受付及び回答.....	11
(3)	一次審査書類の受付.....	11
(4)	一次審査の実施.....	12
(5)	応募者の資格要件確認基準日.....	12
(6)	一次審査結果の通知.....	12
(7)	応募の辞退.....	13
(8)	二次審査書類の受付.....	13

一次審査結果の通知日～令和7年4月25日（金）午後5時00分まで.....	13
(9) 二次審査の実施	13
(10) 最優秀提案者等の選定.....	13
(11) 優先交渉権者等の決定.....	14
(12) 審査結果の公表	14
(13) 優先交渉権者等を決定しない場合	14
(14) 応募グループの構成員の変更.....	14
6. その他.....	15
(1) 募集要項等に修正があった場合の対応	15
(2) プロポーザルの中止	15
(3) 著作権.....	15
(4) 情報公開	15
(5) 費用負担の考え方.....	15
(6) 提案者の失格	15
(7) その他.....	15
第6 問合せ先・書類の提出先	16

第1 はじめに

1. 背景

新潟市では、北区木崎地区の笹山小学校の閉校に伴い、木崎地区のみなさんと協働で「地域の公共施設を考えるワークショップ」などを開催し、学校跡地の利活用に向けて検討を進め、木崎地域実行計画を策定しました。その中で、サウンディング型市場調査（対話型意向調査）を実施し、跡地の利活用に関する民間事業者のアイデアを広く募集しました。

木崎地域実行計画では、旧笹山小学校の跡地利用について導入を検討する機能案に基づき民間事業者等へ跡地を売却し、利活用を図ることとしています。

また、新潟市財産経営推進計画では、公共施設の本市の市民1人あたりの保有面積（公営住宅除く）が政令市最大であり、かつ、昭和50年代（1975年から1984年）に整備された施設が多く、今後耐用年数の超過や老朽化により維持修繕・更新費用の増加が見込まれていることから、跡地活用の方針を原則、売却としています。

旧笹山小学校は、木崎地区の中心となるまとまった土地であり、新新バイパスや東港物流団地に隣接していることから、土地利用の転換による地域のまちづくりへ与える影響も大きくなることが予測され、事業者選定に当たっては、さらなる地域の活性化に繋がる利活用を実現させるため、民間事業者等から売却後の土地利用計画を提案いただく公募型プロポーザル方式を採用することとします。

2. 本事業の目的

本事業は、木崎地域実行計画で定める、旧笹山小学校の跡地利用について導入を検討する機能案に基づき民間事業者等へ跡地を売却し、民間活力等により、周辺の良いまちづくりに資するよう当跡地全体を活用することを目的とします。

3. 本募集要項の位置づけ

本募集要項（以下、「本書」という。）は、本市が、事業者を選定するために実施するプロポーザルの内容について規定するものです。また、プロポーザルに参加しようとする者又はグループは、本書のほか、事業者選定基準、様式集（以下、これらを総称して「募集要項等」という。）の内容を踏まえ、参加することとします。

4. 関係法令等の遵守

本事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守してください。また、関連する各種基準類を参照し、必要に応じ準用又は参考にしてください。

第2 本事業用地の概要

1. 売却する土地の概要

本事業において売却する土地（以下「売却地」という。）の概要は表 1、建物、構築物及び植栽等（以下「既存建築物等」という。）が存置しているが、その概要は表 2 の通りです。（参考資料 1 位置図 参照）

表 1 売却地の概要

項目	内容
所在地	新潟市北区笹山字向山 1457 番 外
地目	学校用地
地積	13,602.99 m ²
都市計画区域	市街化調整区域 ※一部を除き既存宅地
用途地域	なし
建ぺい率/容積率	70% / 200%

<参考>土地一覧

番号	所在（新潟市北区）	地番	地目	実測面積（m ² ）
1	笹山字向山	1457	学校用地	5978.86
2	笹山字向山	1457-1	学校用地	260.68
3	笹山字向山	1457-2	学校用地	44.12
4	笹山字向山	1457-3	学校用地	117.58
5	笹山字向山	1457-4	学校用地	43.08
6	笹山字向山	1462	学校用地	2421.03
7	笹山字河渡上	1622-1	学校用地	925.80
8	笹山字河渡上	1623-2	学校用地	836.93
9	笹山字河渡上	1624	学校用地	288.47
10	笹山字河渡上	1625	学校用地	601.99
11	笹山字河渡上	1625-1	学校用地	346.99
12	笹山字河渡上	1625-2	学校用地	53.60
13	笹山字河渡上	1626-2	学校用地	99.70

14	笹山字河渡上	4146	学校用地	1012.72
15	笹山字河渡上	4146-1	学校用地	38.43
16	笹山字河渡上	4146-2	学校用地	44.02
17	笹山字河渡上	4146-3	学校用地	38.51
18	笹山字鴻巣	164-2	学校用地	388.70
19	横土居字村下	617-1	学校用地	55.78
20	笹山字河渡上 1625 番地先（国有地） ※ 契約締結までに新潟市へ移管予定です。			6.00

表 2 既存建築物等の概要

建物名	構造	延床面積 (㎡)	竣工
一般校舎棟	鉄筋コンクリート造 3階建て	1,417.34 ㎡	昭和 56 年 3 月
特別教室棟	軽量鉄骨造 2階建て	776.38 ㎡	平成 23 年 3 月
屋内運動場	鉄骨造 平屋建て	931.51 ㎡	平成 23 年 3 月

※ 上記のほか物置・プール等の工作物があります。

2. その他

施工にあたっては事前に必要な承認を得るなど、関係機関の指示に従うこと。

第3 売却条件等

1. 売却価格

売却の対象は「売却地」及び「既存建築物等」の全てであり、物件引渡し日現在における現状有姿で事業者へ引き渡すものとします。また、実測数量と相違しても売買金額の精算は行いません。引渡し時点で土地上に存する建物・建築物、樹木・植栽、残置物及び地下埋設物についても売却物件に含むものとします。

なお、提案者は下記の売却価格を上回る購入希望価格を提案します。下限額を下回る提案は失格とします。

¥ 38,043,000円（下限額）

<参考>新潟市算出内訳

土地価格		21,620,000円
建物価格	合計価格	16,423,000円
	建物 税抜き価格	14,930,000円
	建物 消費税(10%)	1,493,000円

2. 建物・土地利用計画における活用条件

建物・土地利用計画の提案に当たっては、木崎地域実行計画に定められた次の条件（以下「活用条件」という。）を満たす提案をしてください。

(1) 活用方法

- A. 民間活用による多目的活用
- B. 産業振興に特化した民間活用

※ただし、活用方法「A. 民間活用による多目的活用」を優先して審査を行います

(2) 活用にあたっての機能例

【A. 民間活用による多目的活用】

- ・地域内の多世代が立ち寄れる機能
- ・地域内外からの集客性がある機能
- ・スポーツ拠点として体育館などの一部を市民が利用できる機能

【B. 産業振興に特化した民間活用】

- ・市民に開かれた産業振興施設としての機能
- ・地元雇用の創出に寄与できる民間企業の誘致

※上記例に限ったものではありません。審査委員会での検討となります

【「A. 民間活用による多目的活用」及び「B. 産業振興に特化した民間活用」の共通のテーマ】

- ・一時的な避難場所としての機能

3. 建物・土地利用計画における順守項目

建物・土地利用計画の提案に当たっては、次の項目（以下「順守項目」という。）を必ず順守してください。

- 1) 売却物件の引渡日から5年以内は建物の外観を大きく損なうことなしに、提案いただいた利活用を継続すること。
- 2) 売却物件の引渡日から5年以内は本市の承認を得ることなく転売しないこと。
- 3) 各種法令を順守すること。
売却物件の利用目的により建築基準法及び消防法等関係する法令に適合するため必要な改修は、事業者の負担と責任により、確実に実施すること
- 4) 売却物件の利用に係る提案計画を適切に実施できる事業計画であること。
- 5) 本市は、契約不適合責任を負わないものとします。
- 6) 所有権移転登記は、物件の引渡し後、買受者の請求により本市が行います。また、期間を5年間とする買戻特約登記を行います。移転登記に必要な登録免許税及びその他の売買契約に関して必要となる一切の費用は、買受者の負担となります。
- 7) 売却物件の購入に際して、融資利用の特約（融資の不成立を解除条件とする特約）付きでの契約を前提とした申し込みはできないものとします。
- 8) 買受者は、本契約締結後4か月以内を目途に、提案のあった事業計画の内容について地域説明会を開催するものとします。地域説明会での意見等は、長期的に地域と良好な関係を築いていくため、可能な限り事業の実施・運営への反映に努め、紛争等が生じた場合は、事業者の責任と負担において対応、解決に当たるものとします。その他、必要に応じて市が地域住民等に対し説明会を行う場合、市から同席を求められた際は、説明会に参加し自らが行う事業について必要な説明を行ってください。

第4 契約に関する事項

1. 本事業の契約の枠組み

(1) 新潟市との協議等

優先交渉権者は、事業計画の内容について協議し、提案内容に基づく「事業実施計画」を確定させ、本市の承認を受けるものとします。

なお、事業の実施段階において、計画の修正・変更が必要となった場合には、「事業実施計画」の変更について本市の承認を受けるものとします。ただし、公募の趣旨及び提案内容から逸脱することは認められません。

また、引き渡しの日から5年を経過するまでの期間（以下「指定用途期間」という。）が満了するまでの間、止むを得ない事由により事業提案書に記載した事項を変更しようとする場合は、あらかじめ本市と協議し、承認を得ることとします。

指定用途期間満了の日までの間に、第三者に所有権移転を行う場合は、本市の承認を得るものとし、事業提案内容の順守義務について、書面によって承継させることとします。また、新たな第三者に所有権の移転を行う場合も書面によって承継させるものとし、以降も同様とします。

(2) 売買契約書

事業実施計画の承認後、本市と事業予定者は、売買契約書を締結します。（別紙：「市有財産売買契約書（案）」を参照）

2. 譲渡に係る留意事項

売却地及び既存建築物等は、「第4 1（2）売買契約書」において市と事業者にて取り決めた事業内容にのみ利用できることとします。契約条項の違反若しくは不履行があった場合、原則として次の措置を講じることとします。

- ① 違約金の徴収
- ② 損害賠償の請求
- ③ 契約の解除
- ④ 買戻し権の行使

3. 事業スケジュール

事業スケジュールは、以下の通りとします。

表 3 事業スケジュール

項目	日程
優先交渉権者決定	令和7年5月中旬頃
売買契約書締結に向けた協議	契約締結時まで
契約保証金の納付	優先交渉権者決定から10日以内。 契約保証金として売買代金の100分の10以上の金額を納付。
売買契約書等の締結	
売買代金の納付、引き渡し、所有権移転	令和7年7月頃まで
民間提案施設の供用開始	提案による

※スケジュールは予定であり変更の場合があります

第5 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 応募者の構成

応募者の構成等は、以下のとおりとします。

- ① 本事業に応募できる者は、本事業への意欲があり、本事業を実施することが可能な企画力、資本力、社会的信用度、事業遂行能力を有する単独企業（以下、「応募企業」という。）、又は複数の法人によって構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。以下、応募企業及び応募グループを総称して「応募者」という。）とする。
- ② 応募グループで応募する場合は書面により定め、グループを構成する法人（以下、「構成員」という。）の中から代表企業を定めること。また、代表企業は法人格を有すること。
- ③ 1つの応募者が複数の提案を行うことはできない。グループで応募する場合も、応募グループから1つの提案を行うこと。
- ④ 応募者の構成員は、他の応募グループの構成員となることはできません。
- ⑤ 応募グループで応募する場合は、あらかじめ全ての構成員を明示しなければならず、一次審査書類の受付最終日以後の応募グループの構成員の変更及び追加は、原則として認めない。
- ⑥ 応募グループの構成員は、別途単独で応募することはできない。
- ⑦ 資格審査を満たさない構成員が含まれている応募グループは応募不可とする。

2. 応募者の資格基準

応募者の参加資格基準として、以下の項目を記載します。

- ① 十分な資金力と経営能力、優れた企画力を有し、かつ、計画の実現について過去の経歴及び実績並びに社会的信用を有する者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4で規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者等でないこと。
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は更生手続を行っている法人でないこと。
- ⑤ 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人でないこと。
- ⑥ 公租公課を滞納していないこと。
- ⑦ 本事業の事業者選定委員会の委員自らが主宰し、又は役員若しくは顧問となっている営利法人その他の営利組織でないこと。
- ⑧ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当しないこと。
- ⑨ 新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第6条に規定する排除対象者でないこと。
- ⑩ 正当な理由がなく新潟市公有財産事務取扱要領（廃止前の新潟市普通財産公募処分事務実施要領を含む）による契約を締結せず、または履行しなかった者で、資格審査への応募受付最終日現在において当該事実があった後2年を経過していない者でないこと。
- ⑪ 複数の団体からなるグループとして登録する場合は、書面により定め、代表の団体を設定することとし、この代表団体は法人格を有するものとします。ただし、資格審査への資格基準を満たさない団体等が含まれるグループは応募不可とします。また、同一の団体等が複数のグループに属して応募すること及び別途単独で応募することは不可とします。

3. 事業者選定方法

(1) 提案内容審査体制

本市は、有識者及び本市職員で構成する新潟市旧笹山小学校売却に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置します。

審査委員会は、応募者から提出された提案書から実現性などを審査し、最優秀提案者及び優秀提案者を選定します。

本市は、審査委員会が選定した最優秀提案者を優先交渉権者、優秀提案者を次点交渉権者として決定します。

(2) 評価項目

別添「新潟市旧笹山小学校売却に関する公募型プロポーザル実施要領」を参考としてください。

4. 事業者選定スケジュール

表 4 事業者選定スケジュール

項目	日付・期間
募集要項公表	令和7年3月10日(月)
募集要項に関する質問受付	令和7年3月10日(月)～3月21日(金)
(説明会に関する申込受付)	令和7年3月10日(月)～3月14日(金)
(説明会)	令和7年3月18日(火)
(現地視察)	令和7年3月19日(水)
質問に対する回答の公表	令和7年3月26日(水)
参加表明書・一次審査書類受付	令和7年3月10日(月)～3月28日(金)
一次審査結果の通知	令和7年4月11日(金)まで
二次審査書類受付	一次審査結果の通知以降～4月25日(金)
二次審査、優秀提案者等決定	令和7年5月中旬頃
選定事業者の決定	令和7年5月中旬頃
選定結果の公表	令和7年6月上旬頃

※スケジュールは予定であり変更の場合があります

5. 応募手続き

(1) 説明会の実施

(ア) 開催日時

令和7年3月18日(火) 午後2時00分～3時30分(受付:午後1時45分から)

(イ) 実施場所

北区役所 3階 302会議室

(ウ) 申込受付期間

令和7年3月10日(月)～令和7年3月14日(金)

(エ) 申込方法

必要事項を記入した様式1「説明会参加申込書」をメールに添付し、「第6. 問合せ先・書類の提出先」に示すメールアドレス宛に送付すること。メールのタイトルは【旧笹山小学校説明会参加申込(企業名)】としてください。

(オ) 現地視察

希望する場合は様式1「説明会参加申込書」に希望する時間を記入してください。令和

7年3月19日（水）の午前10時から午後4時の間おおむね1時間で、1事業者1回限り当跡地の敷地及び建物内部を開放します。

(カ) その他関連事項

説明会には、本募集要項を持参してください。なお、説明会の開催内容等が変更になる場合は、本市ホームページに掲示します。

(2) 募集要項等に関する質問受付及び回答

(ア) 質問受付期間

令和7年3月10日（月）～3月21日（金）

(イ) 質問の方法

必要事項及び質問を記入した様式2「募集要項等に関する質問書」をメールに添付し、「第6. 問合せ先・書類の提出先」に示すメールアドレス宛に送付してください。また、メールのタイトルは【募集要項等に関する質問書（企業名）】としてください。

(ウ) 回答の公表予定日

令和7年3月26日（水）

(エ) 公表の方法

質問への回答は、公にすることにより質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、本市ウェブサイトに掲示します。

(3) 一次審査書類の受付

(ア) 受付期間

令和7年3月10日（月）～ 3月28日（金） 午後5時00分まで

(イ) 提出方法

持参により、提出してください。

(ウ) 提出先

提出先は「第6. 問合せ先・書類の提出先」とします。

(エ) 提出書類

応募者は、様式3-1「参加表明書」（グループで応募の場合は、様式3-2「グループ構成

員一覧表」、様式 3-3 又は様式 3-4「委任状」も含む)、様式 3-5「資格基準を満たす旨の誓約書」、様式 3-6「暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書」及び一次審査書類(表 5 参照)を提出してください。

表 5 一次審査書類

書類の名称	備考	部数
会社概要(パンフレット、定款、寄付行為、規約等)	・グループでの応募の場合は、構成員全社分	2部
現在事項全部証明書	・3ヶ月以内に交付されたもの ・グループでの応募の場合は、構成員全社分	1部
印鑑証明書	・3ヶ月以内に交付されたもの。 ・グループでの応募の場合は、代表企業分	1部
当該団体の事業報告書、総括財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書、勘定科目内訳書等)のそれぞれの写し一式	・当年度を含めない直近3事業年度分(事業開始から3事業年度経過していない場合は、経過した年度分すべて) ・グループでの応募の場合は、構成員全社分	2部
国・新潟県・本市へ納めるべき税の未納がないことを証明する書類	・当年度を含めない直近3事業年度分(事業開始から3事業年度経過していない場合は、経過した年度分すべて) ・新潟県・本市に納税義務がない場合は、本社のある都道府県・市町村へ納めるべき税の未納がないことを証明する書類 ・グループでの応募の場合は、構成員全社分	1部

(4) 一次審査の実施

本市は、一次審査書類を提出した応募者を対象に、「第5. 2. 応募者の資格要件」を満たしているか確認します。

(5) 応募者の資格要件確認基準日

応募者の資格要件確認基準日は、一次審査書類の受付最終日とします。

(6) 一次審査結果の通知

本市は、様式 3-1「参加表明書」に記載された応募者の連絡担当者に対して、令和7年4月

11日（金）までに、一次審査の結果を書面により通知します。

応募資格があると認められた応募者は、二次審査書類を提出することができます。

応募資格がないと認められた応募者は、応募資格がないと認めた理由について、通知を受けた日から7日以内に、応募企業又は応募グループの代表企業の代表者印のある書面（様式は自由）を本市に提出することにより、説明を求めることができます。本市は、説明を求められたときは、説明を求めた応募者に対して、書面により回答します。

(7) 応募の辞退

一次審査の結果、応募資格を有する旨の通知を受けた応募者が応募を辞退する場合は、二次審査に関する書類の提出期限までに、様式4「参加辞退届」を「第6. 問合せ先・書類の提出先」へ持参により提出してください。

(8) 二次審査書類の受付

(ア) 受付期間

一次審査結果の通知日～令和7年4月25日（金）午後5時00分まで

(イ) 提出方法

持参により、提出してください。

(ウ) 提出先

提出先は「第6. 問合せ先・書類の提出先」とします。

(エ) 提出する書類等

提案書一式は、様式集に示す所定の様式6「事業提案書」を用いて作成し、提出してください。提案書一式の提出部数は、10部とし、ファイルなどにより綴った状態で提出してください。

(9) 二次審査の実施

本市は、別紙「新潟市旧笹山小学校売却に関する公募型プロポーザル実施要領」に基づき、提出された提案内容について審査を行います。

(10) 最優秀提案者等の選定

二次審査は、審査委員会が行い、審査結果から、最優秀提案者及び優秀提案者を選定します。

(11) 優先交渉権者等の決定

本市は、審査委員会が選定した最優秀提案者を優先交渉権者、優秀提案者を次点交渉権者として決定します。

(12) 審査結果の公表

本市は、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定した場合は、審査結果を二次審査の対象者に速やかに通知するとともに、本市ウェブサイトに掲示します。

(13) 優先交渉権者等を決定しない場合

募集、審査及び選定において、最終的に応募者がいない、あるいは、いずれの応募者の提案においても、本事業の目的に照らして適切な提案がない等の理由により、本市が、事業用地を売却することが適当でないと判断する場合は、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定せず、この旨を応募者に通知するとともに、本市ウェブサイトに掲示します。

(14) 応募グループの構成員の変更

応募者の資格要件確認基準日以降の応募グループの構成員の変更及び追加は、原則として認めません。ただし、本市がやむを得ないと認め承認する場合は、構成員を変更することができます。その場合においては、様式5「構成員変更届」を提出してください。

(ア) 応募者の資格要件確認基準日以降、優先交渉権者等の決定の日までの期間

応募者の資格要件確認基準日以降、優先交渉権者等の決定の日までの間に、代表企業が資格要件を欠くこととなった場合には、失格とします。

ただし、応募グループの構成員が資格要件を欠くことになった場合は、応募グループの申し出により、本市がやむを得ないと認め承認する場合には、資格要件を欠く構成員(代表企業を除く。)を変更することができます。

(イ) 優先交渉権者等の決定の日から契約締結日までの期間

優先交渉権者等の決定の日から契約締結日までの間に、代表企業が資格要件を欠くこととなった場合には、契約を締結しないこととします。

ただし、応募グループの構成員が資格要件を欠くことになった場合は、応募グループの申し出により、本市がやむを得ないと認め承認する場合には、資格要件を欠く構成員(代表企業を除く。)を変更することができます。

6. その他

(1) 募集要項等に修正があった場合の対応

募集要項等に修正があった場合は、速やかに本市ウェブサイトに掲示します。

(2) プロポーザルの中止

市長が必要と認めた場合は、プロポーザルを中止、延期又は取り消すことができます。

(3) 著作権

本市が示した募集要項等の著作権は本市に帰属し、応募者が提出した書類の著作権は応募者に帰属します。本市が必要性を認めたときは、本市は応募者が提出した書類の全部又は一部（公にすることにより応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。）を使用できるものとします。

なお、本市は、応募者が提出した書類は返却しません。

(4) 情報公開

応募者が提出した書類に係る著作権は応募者に帰属するが、新潟市情報公開条例（昭和 61 年新潟市条例第 43 号）に基づき、情報公開を行います。また、情報提供については、適宜、本市ウェブサイト等を通じて行います。

(5) 費用負担の考え方

本事業への応募に関する一切の費用は、応募者の負担とします。

(6) 提案者の失格

提案書類に虚偽の記載があった場合又は重大な不備等があった場合は、当該提案者を失格とします。

(7) その他

本事業で行われる審査は、提案内容に関して、法令等に基づく許認可等を審査するものではなく、許認可等を保証するものではありません。提案を実現するために必要な手続等は、事業者自らの責任と負担により実施してください。

売買物件の地盤調査、地下埋設物調査、アスベスト及び土壌汚染調査は行っていません。売却地の一部に国有地がありますが、契約締結までに市へ移管予定です。

第6 問合せ先・書類の提出先

担当部署：新潟市北区役所 地域総務課 担当：企画広報グループ

所在地：〒950-3393 新潟市北区東栄町1丁目1番14号

電話番号：025-387-1155（直通）

電子メール：chiikisomu.n@city.niigata.lg.jp